

# 開東社会保険ニュース

No. 263

令和 3(2021)年 1 月

## 行政に届け出る様式の押印省略～ 36 協定届を中心に～

令和 2 年 7 月の「規制改革実行計画」を踏まえ、行政へ届け出る各種様式について押印の省略が進められています。厚生労働省関係では、既に労働者派遣法や職業安定法、健康保険法、厚生年金保険法その他の施行規則が改正施行されており、届出の際には、最新の様式を確認するようにしてください。

今回は、労働基準法施行規則の改正により令和 3 年 4 月 1 日より施行となる労働基準監督署に届け出る様式変更のうち、特に時間外・休日労働協定届（いわゆる 36 協定届）について取り上げます。

### 1. 36協定届の変更

本年 4 月 1 日から以下の 2 点において 36 協定届の様式が新しくなります。

(1) 使用者の押印・署名が廃止されます。(36 協定届が 36 協定書を兼ねる場合には注意)

(2) 36 協定の協定当事者に関する以下のチェックボックスが設けられます。(ボックスに要チェック)

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□

### 2. 旧様式からの切替え

施行前でも新様式を、施行後でも旧様式を使用できますが、以下の点に注意して下さい。

様式\届出日	令和3年3月31日以前	令和3年4月1日以降（施行日以降）
旧様式	・押印又は署名必要 (ただし、なくても受付等すること※) <協定届・決議届> ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック不要	・押印又は署名不要 <協定届・決議届> ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック必要
新様式	・押印又は署名必要 (ただし、なくても受付等すること※) <協定届・決議届> ・チェックボックスへのチェック不要	・押印又は署名不要 <協定届・決議届> ・チェックボックスへのチェック必要

※令和 3 年 3 月 31 日以前であっても、令和 2 年 8 月 11 日付け基発 0811 第 1 号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について」により、労基法等に基づく届出等について、使用者又は労働者の押印又は署名がない場合においても、受付等すること。

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等に当たり留意すべき事項について（令和 2 年 12 月 22 日付け基監発 1222 第 1 号、基賃発 1222 第 1 号）別添 1 より一部修正

### 3. 「36 協定届が 36 協定書を兼ねる」とは

届書とは本来、役所への届出のための様式であり、それが労使協定や決議の内容を届け出るものであれば、もととなる労使協定書または決議書が別に存在します。36 協定も例外ではなく、36 協定届と 36 協定書は別のものです。

現在広く一般的に行われている、36 協定届に労使の記名押印したものを監督署に届け出ている方法は、行政への様式である 36 協定届に労使で締結する 36 協定書の意味合いを持たせているのであり、「36 協定書 兼 協定届」とも表記されるべきものです。

今回の押印省略はあくまでも届書に関するものであり、その前提となる労使の合意については従前のとおり記名押印や署名などが必要になることにご注意ください。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止  
しています。

**社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711